介護医療院あかね　運営規程（短期入所・介護予防短期入所療養介護を含む）

（施設の目的）

第１条　この規定は、医療法人茜会が開設する介護医療院あかね（以下「施設」という。）において実施する介護医療院の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、介護医療院の円滑な運営管理を図るとともに、要介護・要支援状態にある入所者及び利用者（以下「入所者等」という。）の意思及び人格を尊重し、入所者等の立場に立った適切な施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　施設は、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、入所者等が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

２　施設は、入所者等の意思及び人格を尊重し、常に入所者等の立場に立って施設サービスを提供するように努めるものとする。

３　施設は、入所者等の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて妥当適切に療養を行うものとする。

４　施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、入所者等の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

５　施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

６　施設は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（施設の名称等）

第３条　施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名　称　　介護医療院あかね

（２）所在地　　下関市後田町１丁目１番１号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　施設における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（１）管理者（医師）　１名

　　管理者は、施設の従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

（２）医師　　２名以上

医師は、入所者等の健康管理、療養上の指導並びに病状に応じて妥当適切な診療を行う。
入所者等の病状が急変した場合その他必要な場合には、協力病院に連絡をとる。協力病院の医師が速やかに診療を行う体制にあるため、医師の宿直を置かないこととする。

（3）薬剤師　　2名以上
薬剤師は、調剤及び服薬指導を行う。

（4）看護職員　　10名以上
看護職員は、医師の指示に基づき入所者等の病状及び心身の状況に応じ看護の提供に当たる。

（5）介護職員　　15名以上
介護職員は、入所者等の病状及び心身の状況に応じ介護の提供に当たる。

（6）理学・作業療法士　　1名以上
理学療法士・作業療法士は、医師等その他の職種のものと共同し、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、効果的な機能訓練を行えるよう指導する。

（7）管理栄養士　　2名以上
管理栄養士は、必要な栄養管理や栄養食事相談等を行う。

（8）介護支援専門員　　1名以上
介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務にあたる。

（介護医療院の入所定員）

第5条　施設の入所定員は、60名（Ⅰ型療養床）とする。

（通常の送迎の実施地域）

第6条　通常の送迎の実施地域は、旧下関市の区域とする。ただし、離島は除く。

（施設サービスの内容）

第7条　施設サービスの内容は、次のとおりとする。

（1）施設サービス計画の作成
（2）診療
（3）入浴
（4）排せつ
（5）褥瘡の予防
（6）離床、着替え、整容等の日常生活上の世話
（7）食事
（8）機能訓練
（9）相談、援助
(10) レクリエーション行事

(11) 栄養管理
(12) 口腔衛生の管理

(利用料等)

第８条　入所者等の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準とし、介護医療院サービスが法定代理受領サービスの場合は、食事の提供に要する費用の額を除いた額の１割（一定以上所得者の場合は２割または３割）の額及び厚生労働大臣が定める食事の標準負担額の合計額とする。

１日当たりの施設利用料金の１割額は以下のとおり。

（１）　介護医療院サービス費

※利用者負担割合が２割の場合は記載金額の２倍、３割の場合は記載金額の３倍

介護度	多床室	従来型個室
要介護度１	833 円	721 円
要介護度２	943 円	832 円
要介護度３	1,182 円	1,070 円
要介護度４	1,283 円	1,172 円
要介護度５	1,375 円	1,263 円

（２）　介護医療院短期入所療養介護費

※利用者負担割合が２割の場合は記載金額の２倍、３割の場合は記載金額の３倍

介護度	多床室	従来型個室
要介護度１	894 円	778 円
要介護度２	1,006 円	893 円
要介護度３	1,250 円	1,136 円
要介護度４	1,353 円	1,240 円
要介護度５	1,446 円	1,333 円

（３）　介護医療院介護予防短期入所療養介護費

※利用者負担割合が２割の場合は記載金額の２倍、３割の場合は記載金額の３倍

介護度	多床室	従来型個室
要支援１	666 円	603 円
要支援２	827 円	741 円

2　施設は前項の額の支払いを受けるほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする

（1）食事の提供に要する費用　朝食 440 円、昼食 520 円、夕食 585 円

（2）居住に要する費用　〔多床室〕437 円/日　〔従来型個室〕1,728 円/日
※外泊期間中も発生する。

（3）理美容代　770 円～6,380 円/回（外部業者へ委託し、料金は施設が代収する）

（4）その他、施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入所者等が負担することが適当と認められるものについて実費を徴収する。

① 病衣・タオルレンタル・消耗品：外部業者（ワタキューセイモア）との直接契約となる。

・C セット　230 円/日：病衣、ﾀｵﾙ、消耗品 7 種（ﾃｨｯｼｭﾍﾟｰﾊﾟｰ、歯ﾌﾞﾗｼ、歯磨き粉、入れ歯洗浄剤、紙ｺｯﾌﾟ、ﾎﾞﾃﾞｨｿｰﾌﾟ、ﾘﾝｽｲﾝｼｬﾝﾌﾟｰ）

・D セット　330 円/日：病衣、ﾀｵﾙ、消耗品 14 種（ﾃｨｯｼｭﾍﾟｰﾊﾟｰ、歯ﾌﾞﾗｼ、歯磨き粉、入れ歯洗浄剤、紙ｺｯﾌﾟ、ﾎﾞﾃﾞｨｿｰﾌﾟ、ﾘﾝｽｲﾝｼｬﾝﾌﾟｰ、口腔ｹｱﾌﾞﾗｼ、口腔ｹｱｼﾞｪﾙ、ｽﾄﾛｰ、吸引ﾌﾞﾗｼ、ｳｪｯﾄﾃｨｯｼｭ、ｼﾙﾃｨ、食事用ｴﾌﾟﾛﾝ）

② 電気使用量：ご使用の機器に応じた電気料金

③ 洗濯料：外部業者(ハニードライ)との直接契約となる
月額 3,025 円　開始月と終了月は 1 回 605 円

④ スキンケア用品代：まもりたい 9(80cm×9cm)・まもりたい 12(80cm×12cm)　220 円/枚
まもりたい 25(80cm×25cm)　440 円/枚
モイストバランス　1,487 円/本
シルティ　1,155 円/本

3　前項（1）及び（2）について介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

4　前3項の利用料等の支払いを受けたときは、入所者等又その家族に対して利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

5　施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所者等又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

6　費用を変更する場合には、あらかじめ利用者又はその家族に対し、事前に文書により説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

7　法定代理受領サービスに該当しない施設サービスに係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者等又は家族に対して交付する。

（要介護認定に係る援助）

第９条　施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

２　施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

３　施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者等が受けている要介護認定の有効期間の満了日の３０日前には行われるよう、必要な援助を行うものとする。

（入退所に当たっての留意事項）

第１０条　施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講ずる。

２　施設は、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者に対し、施設サービスを提供するものとする。また、利用者及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、短期入所療養介護事業、介護予防短期入所療養介護事業として施設サービスを提供する。

３　施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

４　施設は、入所者等の病状、心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第４条に定める従業者の間で協議の上、定期的に検討し、その内容等を記録するものとする。

５　施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

６　施設の利用に当たり、入所者は以下に留意すること。

（１）職員の指示に従うこと

（２）施設及び備品を毀損しないこと

（３）備品を施設外へ無断で持ち出さないこと

（４）無断で備品の位置や形状を変更しないこと

（５）その他管理者が必要と認められる事項

（衛生管理等）

第１１条　施設は、入所者等の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

２　施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を脳神経筋センターよしみず病院の院内感染管理委員会と同時開催にて１ヵ月に１回開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
（2）施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
（3）施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を年２回以上実施する。
（4）前３号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第１２条　施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じるものとする。
（1）事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する
（2）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
（3）事故発生の防止のための委員会を脳神経筋センターよしみず病院の医療安全管理委員会と同時開催で１ヵ月に１回行い、従業者に対する研修を年２回以上行う
（4）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
２　施設は、入所者等に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、入所者等の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
３　施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
４　施設は、入所者等に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

（協力病院等）

第１３条　施設は、入所者等の病状の急変等に備えるため、「医療法人茜会脳神経筋センターよしみず病院」を協力病院と定めるものとする。
２　施設で対応可能な医療範囲を超えた場合、協力病院と連携して情報を共有し、適切な対応を行う。

（非常災害対策）

第１４条　施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、脳神経筋センターよしみず病院と合同で年２回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
２　施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（苦情処理）

第１５条　施設は、施設サービスの提供に係る入所者等及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

２　施設は、提供した施設サービスの提供に関し、法第２３条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

３　施設は、提供した施設サービスに係る入所者等からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第１６条　施設は、入所者等又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　施設が得た入所者等又は家族の個人情報については、施設での施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者等又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第１７条　施設は、利用者の尊厳保持・人格尊重、虐待の未然の防止・早期発見等のため、次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための従業者に対する研修を年２回以上実施する。

（２）虐待の防止に係る責任者を選定する。

　　役職：管理者

（３）虐待の防止のための指針を整備する。

（４）虐待の防止のための対策を検討する委員会を年１回開催する。

　　（併設の協力医療機関である脳神経筋センターよしみず病院と共同で開催）

２　事業所は、虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合は、速やかに市へ通報する。

（身体拘束）

第１８条　施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

２　施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を脳神経筋センターよしみず病院の身体抑制廃止推進委員会と共同で１ヶ月に１回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備する

三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年２回以上実施する。

（地域との連携）

第１９条　施設は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

２　施設は、その運営にあたっては、提供した施設サービスに関する入所者等又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第２０条　施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い脳神経筋センターよしみず病院と共同で必要な措置を講じるものとする。

２　施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　施設は、定期的に脳神経筋センターよしみず病院と共同で業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第２１条　施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

２　従業者は、業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を保持する。

３　施設は、従業者であった者に、業務上知り得た入所者等又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　施設は、施設サービスの提供に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低５年間は保存するものとする。

５　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人茜会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

この規程は、令和８年 11 月１日から施行する。